

特別養護老人ホーム 福寿園
通所介護（デイサービス）重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号（1271300160）

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 緊急時の対応方法	10
7. 苦情の受付について	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 福寿会
(2) 法人所在地 千葉県野田市金杉2325番地1
(3) 電話番号 04-7125-8871
(4) 代表者氏名 理事長 岡田 安郎
(5) 設立年月 昭和63年6月10日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年1月4日指定
※当事業所は特別養護老人ホーム福寿園に併設されています。
(2) 事業所の目的 指定通所介護サービスの提供

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター 福寿園
- (4) 事業所の所在地 千葉県野田市金杉2325番地1
- (5) 電話番号 04-7125-8871
- (6) 施設長(管理者)氏名 山崎 美紀
- (7) 開設年月 平成1年12月18日
- (9) 利用定員 20人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 野田市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜・祝日
営業時間	9時30分～16時

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名
2. 介護職員	2名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間： 8:30～17:30 ☆原則として職員2名以上勤務しています。
2. 看護職員	☆サービス提供時間を通じて1名勤務しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- 利用料金が介護保険から給付される場合
- 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割 一定以上の所得がある方は8割もしくは7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）12：00～12：30

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1食あたり545円

②入浴

- ・入浴を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

<サービス利用料金(1回あたり)>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度・時間に応じたサービス利用料金から介護金額（自己負担額）をお支払い下さい。

I. ①介護サービス費

3時間以上4時間未満 1割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	3,700	4,230	4,790	5,330	5,880

2. うち、介護保険 から給付される金額	3, 330	3, 807	4, 311	4, 797	5, 292
3. 自己負担額 (1-2)	370	423	479	533	588

3時間以上4時間未満 2割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	3, 700	4, 230	4, 790	5, 330	5, 880
2. うち、介護保険 から給付される金額	2, 960	3, 384	3, 832	4, 264	4, 704
3. 自己負担額 (1-2)	740	846	958	1, 066	1, 176

3時間以上4時間未満 3割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	3, 700	4, 230	4, 790	5, 330	5, 880
2. うち、介護保険 から給付される金額	2, 590	2, 961	3, 353	3, 731	4, 116
3. 自己負担額 (1-2)	1, 110	1, 269	1, 437	1, 599	1, 764

4時間以上5時間未満 1割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	3, 880	4, 440	5, 020	5, 600	6, 170
2. うち、介護保険 から給付される金額	3, 492	3, 996	4, 518	5, 040	5, 553
3. 自己負担額 (1-2)	388	444	502	560	617

4時間以上5時間未満 2割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	3, 880	4, 440	5, 020	5, 600	6, 170
2. うち、介護保険 から給付される金額	3, 104	3, 552	4, 016	4, 480	4, 936
3. 自己負担額 (1-2)	776	888	1, 004	1, 120	1, 234

4時間以上5時間未満

3割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	3,880	4,440	5,020	5,600	6,170
2. うち、介護保険 から給付される金額	2,716	3,108	3,514	3,920	4,319
3. 自己負担額 (1-2)	1,164	1,332	1,506	1,680	1,851

5時間以上6時間未満

1割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	5,700	6,730	7,770	8,800	9,840
2. うち、介護保険 から給付される金額	5,130	6,057	6,993	7,920	8,856
3. 自己負担額 (1-2)	570	673	777	880	984

5時間以上6時間未満

2割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	5,700	6,730	7,770	8,800	9,840
2. うち、介護保険 から給付される金額	4,560	5,384	6,216	7,040	7,872
3. 自己負担額 (1-2)	1,140	1,346	1,554	1,760	1,968

5時間以上6時間未満

3割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	5,700	6,730	7,770	8,800	9,840
2. うち、介護保険 から給付される金額	3,990	4,711	5,439	6,160	6,888
3. 自己負担額 (1-2)	1,710	2,019	2,331	2,640	2,952

6時間以上7時間未満 1割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	5,840	6,890	7,960	9,010	10,080
2. うち、介護保険から給付される金額	5,256	6,201	7,164	8,109	9,072
3. 自己負担額(1-2)	584	689	796	901	1,008

6時間以上7時間未満 2割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	5,840	6,890	7,960	9,010	10,080
2. うち、介護保険から給付される金額	4,672	5,512	6,368	7,208	8,064
3. 自己負担額(1-2)	1,168	1,378	1,592	1,802	2,016

6時間以上7時間未満 3割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	5,840	6,890	7,960	9,010	10,080
2. うち、介護保険から給付される金額	4,088	4,823	5,572	6,307	7,056
3. 自己負担額(1-2)	1,752	2,067	2,388	2,703	3,024

7時間以上8時間未満 1割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,580	7,770	9,000	10,230	11,480
2. うち、介護保険から給付される金額	5,922	6,993	8,100	9,207	10,332
3. 自己負担額(1-2)	658	777	900	1,023	1,148

7時間以上8時間未満 2割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,580	7,770	9,000	10,230	11,480

2. うち、介護保険から給付される金額	5, 264	6, 216	7, 200	8, 184	9, 184
3. 自己負担額(1-2)	1, 316	1, 554	1, 800	2, 046	2, 296

7時間以上8時間未満 3割負担の方

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6, 580	7, 770	9, 000	10, 230	11, 480
2. うち、介護保険から給付される金額	4, 606	5, 439	6, 300	7, 161	8, 036
3. 自己負担額(1-2)	1, 974	2, 331	2, 700	3, 069	3, 444

②入浴介助加算 I

() 内は2割負担となります。

入浴介助に関わる職員に対し研修を行い、入浴を実施した場合。1日につき40円(80円)となります。

③中重度者ケア体制加算

中重度の要介護者を受け入れる体制を構築した場合。1日につき45円(90円)となります。

④生活機能向上連携加算 I

訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を実施した場合。1月につき100円(200円)となります。3か月に1回を限度。

⑤生活機能向上連携加算 II

訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を実施した場合。1月につき200円(400円)となります。尚、個別機能訓練加算を算定している場合は1月につき100円(200円)となります。

⑥個別機能訓練加算 I

多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施した場合。1日につき56円(112円)となります。

⑦認知症加算

日常生活自立度Ⅲ以上の方に対して通所介護を行った場合。1日につき60円(120円)となります。

⑧若年性認知症受入加算

若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニ

ーズに応じたサービス提供を行った場合。1日につき60円(120円)となります。

⑨サービス提供体制強化加算Ⅰ

介護福祉士が70%以上配置されている場合。1日につき22円(44円)となります。

⑩サービス提供体制強化加算Ⅱ

介護福祉士が50%以上配置されている場合。1日につき18円(36円)となります。

⑪サービス提供体制強化加算Ⅲ

介護福祉士が40%以上又は7年以上勤続年数のある者が30%以上配置されている場合。1日につき6円(12円)となります。

* サービス提供体制強化加算Ⅰ～Ⅱはいずれか一つのみを算定いたします。

⑫介護職員等処遇改善加算Ⅰ

基本料金に加算料金を加えた料金に9.2%を乗じた金額を加算します。

※上記②～⑫については、職員の配置状況や契約者の身体状況の変化等により、介護サービス費に加えられます。

⑬地域加算

1単位につき10.27円です。(野田市は6級地によるもの)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者に提供する食事代を別途いただきます。

(2)(1)以外のサービス(契約書第5条、第6条参照)*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超えたサービス費

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：1か月100円

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

④理美容

月2回、午前中に理容サービスを実施しております。

利用料金：実費相当

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月10日迄にご請求しますので、ご指定の口座より自動引き落としでのお支払い（翌月26日）となります。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応方法（契約書別紙参照）

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、ご家族に連絡し、かかりつけの病院に受診していただきます。

7. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～土曜日
9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

野田市役所 高齢者支援課	所在地	千葉県野田市鶴奉7-1
	電話・FAX	04-7125-1111/04-7123-1095
	受付時間	平日 9：00～17：00
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地	千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3
	電話・FAX	043-254-7428/043-254-7401
	受付時間	平日 8：30～17：30
千葉県運営適正化委員会	所在地	千葉県千葉市中央区千葉港4-3
	電話・FAX	043-246-0294/043-246-0298
	受付時間	平日 9：00～17：00

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 社会福祉法人福寿会 特別養護老人ホーム福寿園
理事長 岡田 安郎 ㊞

説明者 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 ㊞

保証人 住 所

氏 名 ㊞

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 285.00㎡

※当事業所は、特別養護老人ホーム福寿園に併設されています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

2名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

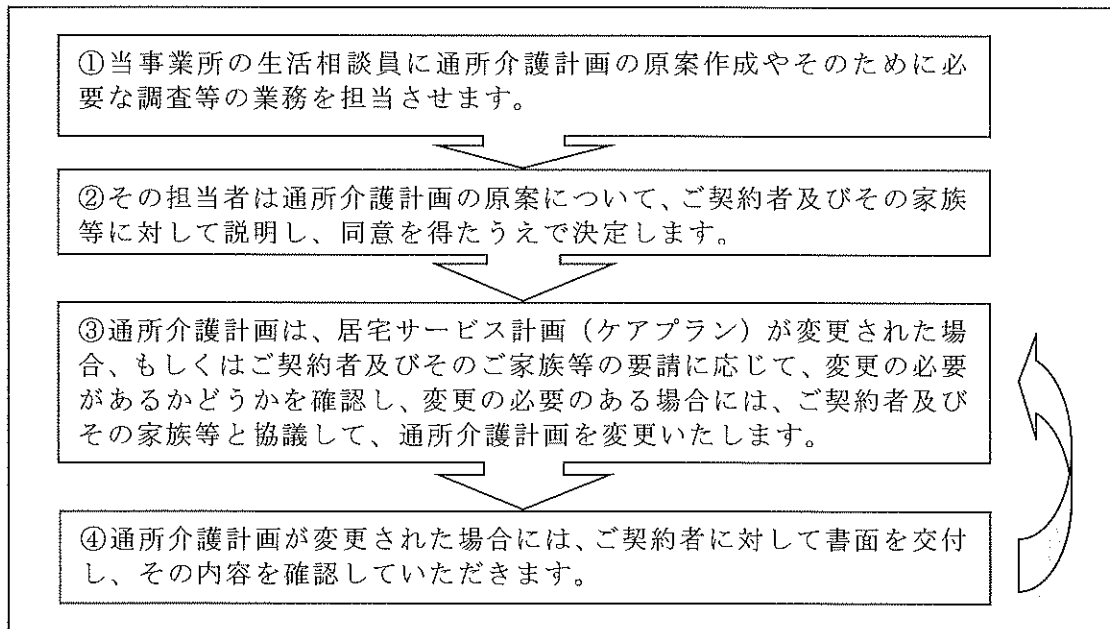
1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上のケアを行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

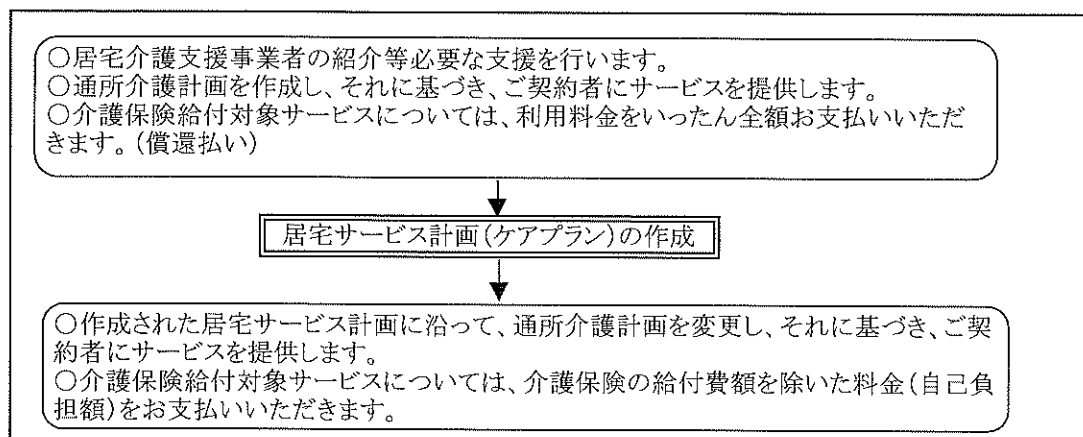
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

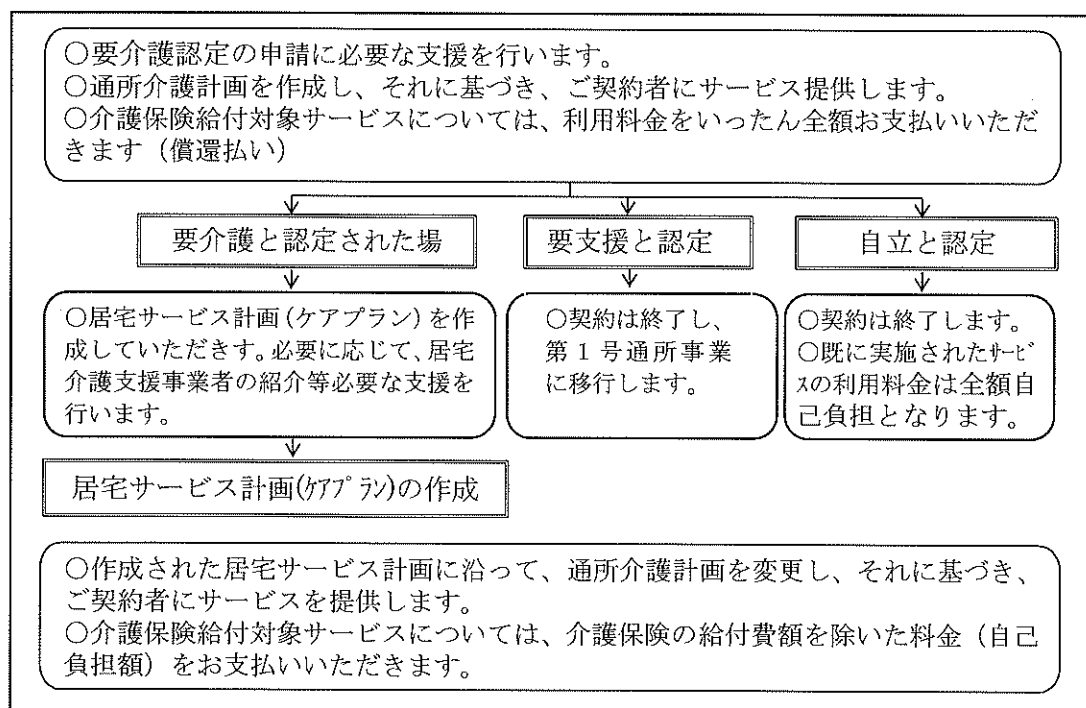


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合

その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 11 条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について (契約書第 12 条、第 13 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 15 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能に

なった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の3日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。